みんなで支える森林づくり県民会議開催要綱

(開催目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議(以下「県民会議」という。)を開催する。

なお、県民会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に 基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 県は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、森林税の課税期間終了後の施策の方向性及び森林づくり指針に関する事項等について、県民会議において意見を聴く。

(委員)

- 第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

- 第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- 2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の進行を担当する。
- 3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事 故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、県民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月 6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。